

(議案 5) 部会推薦理事候補者の選出について (議決)

(提案内容) 2025 年理事改選に際して、部会通則規程第 10 条第 4 項により理事長から部会からの理事候補者の推薦を求められていることについて、同条第 5 項ただし書き及び部会規程 14 条 2 項に基づき、高橋恵美子氏(前部会長・理事)を理事候補者としてこの総会で選出することを、幹事会から提案する。

部会通則規程では、「原則として当該部会の部会長を理事候補者とする」とあり、部会長でない者を候補者とする場合は「部会総会で選出」として定めている。高橋恵美子氏は、部会長ではないため、総会での選出を提案するものである。

※部会通則規程

第 10 条第 5 項 前項に規定する理事候補者の推薦を行うに当たり、部会は、原則として当該部会の部会長を理事候補者とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補者としてすることができる。

※学校図書館部会規程

第 14 条 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第 10 条第 5 項により、原則として部会長を候補者とする。

2 前項の場合で、部会通則第 10 条第 5 項ただし書きに基づき部会長以外の者を選出する場合は、部会総会で理事候補者を選出するものとする。